

豊田都市計画緑地の変更理由 (籠川緑地)

1 都市の将来における緑地の位置付けと都市計画の必要性

『第7次豊田市総合計画』の土地利用構想では、土地利用を進めるにあたり、水と緑のネットワークの創出を重点的に図ることとしている。

『豊田市緑の基本計画』では、水と緑のネットワークの形成の軸となる緑の骨格構造として、「緑の環境都市軸」「緑の内環」「緑の外環」「河川環境軸」を位置付け、市街地に自然を呼び込み、人と自然が共生する豊かな都市を形成することを掲げている。

籠川緑地は、緑の基本計画における「緑の内環」と「河川環境軸」に位置付けられ、緑の骨格構造を形成する上で重要な緑地である。「緑の内環」では、環状緑地帯としての機能を向上し、緑の軸を強化する必要がある。また「河川環境軸」としては、良好な都市環境を形成するため、河川周辺における自然環境の維持やレクリエーション等の増進を行い、水と緑のネットワークの機能強化を図る必要がある。

2 位置・区域の妥当性

(1) 周辺の土地利用状況

当計画地周辺は、北側には花本産業団地（工業地域）及び都市計画道路豊田北バイパス（国道4車線）、西側には都市計画道路豊田多治見線（国道419号4車線）、南側には住宅地（第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域）が位置している。また、本計画地周辺の既計画区域は、籠川公園として開設されている。

(2) 将来の土地利用計画との整合性

当計画地は、長期的には市街地としての土地利用の誘導を図る「一体的市街地誘導ゾーン」であるが、周辺には広域的な主要幹線道路である（都）豊田北バイパスや河川右岸側に市街地である住宅地が形成されている状況を踏まえ、河川と道路区域に挟まれた農地を一体的な緑地として位置付けることで将来にわたり良好な都市環境を維持する必要がある。また、籠川緑地は、都市計画緑地である枝下緑地や水無瀬川緑地との連続性を活かした、水と緑のネットワークを形成する緑の拠点として機能強化を図ることで、将来の土地利用計画や緑の基本計画との整合が図られる。

3 規模の妥当性

当計画区域には、主要幹線道路である（都）豊田北バイパスの隣接地として樹林地を配置するなど、緑地が有する憩いや潤いと生物多様性を保全する機能が必要である。また、当計画地は人が自然と触れ合うレクリエーション施設の拠点として広域的な利用圏域があり、更に、市内を南北に貫通する「豊田安城自転車道」の起点部でもある。今回、新たな区域を追加することによって、樹林地とともに近年高まっている自然余暇のニーズに対応した、休憩スペース、トイレ、駐車場等のレクリエーション施設を計画的に配置することができるため、妥当な規模である。